

亀山市告示第64号

亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成19年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第5条の表開始費補助金の項の次に次のように加える。

「

改修費補助金	定員を増員するため既存施設の改修に要する費用
--------	------------------------

」

第5条の表に次のように加える。

「

新型コロナウイルス感染症対策関連費補助金	新型コロナウイルス感染症対策関連の事業の実施に要する費用
----------------------	------------------------------

」

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年度分の補助金の交付から適用する。